

審 査 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第12条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：同 上
備 考：